

入札監理小委員会における審議結果報告

「独立行政法人水資源機構の千葉用水管理現場技術業務」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

本業務は、千葉用水総合管理所の管理業務において発注する工事等の実施に関する業務及び管理業務において必要とする技術資料の作成等を行うもの。

主な業務内容は以下のとおり。

- ① 新規事業に係る関係機関等との協議・調整に必要な資料等の作成に関する業務
- ② 事業計画（案）策定に必要な資料等の作成に関する業務
- ③ 管理データ及び既存資料の整理とりまとめに関する業務
- ④ 施設、設備の整備に係る予算及び工務事務等に関する業務
- ⑤ 土木工事等の設計・積算等（共通仕様書第3章）に関する業務
- ⑥ 土木工事等の監督（共通仕様書第2章）に関する業務
- ⑦ 関係機関等との協議・調整に必要な資料等の作成に関する業務
- ⑧ 電子機器操作補助等
- ⑨ その他、上記①～⑧に関連する業務において監督員が指示する業務

○業務場所

本業務の実施場所は以下を想定している。

千葉県八千代市村上 3139

独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所

千葉県大網白里市池田 455

独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 房総導水路管理所

○事業期間

令和8年4月1日～令和11年3月30日までの3年間

（市場化テスト1期目）

(2) 選定の経緯

1者応札が継続しており、競争性に課題が認められることから、公共サービス改革基本方針（令和6年6月25日閣議決定）において選定された。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

(1) 複数年契約の拡大（2年 → 3年）

雇用の安定を図る観点から、債務期間を2年から3年に延長し、新規民間事業者の参入を促進する。（【資料2-2】2、6／80頁）

(2) 確保されるべきサービスの質の設定

従前の事業では、達成すべき質の設定がなかったため、客観的な達成すべき質を設定し、本事業のサービスの質の向上を図る。

(【資料2-2】2～6／80頁)

(3) 創意工夫の発揮可能性

従前の事業では、民間事業者からの業務の実施方針に関する提案の設定がなかったため、本事業のサービスの質の向上を図る観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(【資料2-2】4／80頁)

(4) 入札スケジュールの前倒し(入札広告期間、引継期間の確保等)

入札公告を1ヶ月程度前倒し、準備期間として落札者決定から業務開始まで1ヶ月程度確保した。(【資料2-2】10／80頁)

○入札公告

前回：令和6年1月22日 → 今回：令和7年12月下旬

○落札者の決定

前回：令和6年3月19日 → 今回：令和8年2月中旬～令和8年2月下旬

(5) 評価基準の見直し

①ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定を追加

これまで、評価項目に設定がなかったため、市場化テストを期に今回新たに追加した。(【資料2-2】10、12、13、20～22／80頁)

②若手技術者の育成や技術継承に係る評価項目の追加

業者ヒアリングにおいて、「会社として若手技術者の育成と技術継承に力を入れており、ベテランの技術者と組み合わせて配置するようにしている。そのような取り組みを評価していただける項目があるとありがたい。」との御意見を踏まえ、追加した。

(【資料2-2】10、12、13、27／80頁)

③若手技術者配置に係る評価項目の削除

上記②による評価に変えたことにより、若手技術者が配置されることをもって評価する「若手技術者配置に係る評価項目」は削除した。

(6) 従前の実施状況の開示

従前の事業内容の詳細な情報を開示することにより、業務内容を明確化し、新規民間事業者の参入を促進する。

(【資料2-2】33～34、40～41／80頁)

3. 実施要項(案)の審議結果について

【論点1】

ワーク・ライフ・バランスを実施している者を総合評価の加点対象にするのであれば、水資源機構としてワーク・ライフ・バランスにどのように配慮した仕様(実施要項)を作成しているか、明確に示すことをご検討いただきたい。

【対応 1】

管理技術者との打合せはWeb会議でも可能及びテレワーク勤務での業務実施が可能である旨を追記。（【資料 2-2】 3、5、58、61／80頁）

【論点 2】

達成水準のモニタリングの方法について、何をもって達成したかということの記載がなかったので、記載ぶりについてご検討いただきたい。

【対応 2】

指標となる「測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領」を水資源機構のホームページで公表しているので、同要領の掲載場所

（https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/techinfo/hyoutei/pdf/gyomu_hyoutei_R020401.pdf）（※116～119 頁目を参照）

を明示。（【資料 2-2】 3／80頁）

【論点 3】

入札の実施手続き及びスケジュールについて、公告から申請書類等の提出期間は年末年始を挟んでおり、営業日ベースでは非常に短くなる可能性がある。新規参加者の参加の検討や書類作成のために、1か月間程度確保できるよう配慮していただきたい。

【対応 3】

公告の時期を12月下旬から12月中旬に前倒し、年末年始期間を考慮して、申請書作成期間を実質1か月程度確保。（【資料 2-2】 10／80頁）

【論点 4】

総合評価の加点項目について、「実施方針の妥当性」の下段に「現場技術員の資格」を記載する項目があるが、現場技術員に関する入札参加資格の設定がない。水資源機構で想定している現場技術員、どういう資格を持った方がいれば良いのか採点の目安をお示しいただいた方が良いのではないかと。

【対応 4】

「実施方針の妥当性」の②の「・配置予定の現場技術員の資格」に水資源機構がイメージしている資格として「（技術士、土木施工管理技士等）」を追記。

（【資料 2-2】 12／80頁）

【論点 5】

総合評価の加点項目について、「現場技術員」の配点が10点あるにも関わらず、「若手育成」を2点にしていると、若手を入れないで経験豊富な人を2名入れた方が有利になり、やりたいことの主旨が読み取れない。「若手育成」を重視するのであれば、「現場技術員」の10点との配点のバランスをご検討いただきたい。

【対応 5】

「若手技術者の育成や技術継承」の項目の評価点を上げる（2点→3点）ことにより、「実施方針の妥当性」（10点→8点（1項目平均2点））との配点バランスを見直した。（【資料 2-2】 12／80頁）

【論点 6】

「従来の実施状況に関する情報の開示」の「従来の実施に要した人員」について、毎月の延人数が記載されているが、初めて見る事業者からすると具体的にどのようなことか分かりにくいので、加筆をご検討いただきたい。

延人数だけでなく、実員も記載した方が分かりやすいのではないかと。

【対応 6】

現場技術員毎の実員を明記し、業務管理責任者の工数も追記。

（【資料 2-2】 34～35／80 頁）

【論点 7】

「従来の実施状況に関する情報の開示」の「従来の実施に要した人員」について、初めて手を挙げる事業者からすると、どのようなクオリティの業務がどれくらいの量なのか分かりにくいのではないかと。過去受託をしていた事業者の具体的な実績を開示することは可能か。

新規参入者の目線で何か参考となる情報が出せないかとご検討いただきたい。

「両事業所に 2 名ないし 1 名配置」及び「新規事業」について、もう少し噛み砕いた形で、イメージしやすい記載にすることをご検討いただきたい。

【対応 7】

過年度に実施した業務内容を月毎に整理した表を追加。

（【資料 2-2】 35～39／80 頁）

【論点 8】

「従来の実施状況に関する情報の開示」の「従来の実施に要した施設及び設備」について、主な備品として「業務ソフト一式」があるが、初めて見る事業者はどのようなソフトがあるのか関心を持つかもしれない。

「ソフトウェア」について、もう少し噛み砕いた形で、イメージしやすい記載にすることをご検討いただきたい。

「ジャストシステム」について、過去の資料を閲覧するための必要性は理解出来たが、ソフトで縛るのではなく、どのようなアプリケーションで作られた資料を閲覧する必要があるのかを示し、それが読み取れば良いのではないかと。

仕様で縛るのではなく、目的を達成できるように準備するという観点で提示する方法もご検討いただきたい。

【対応 8】

本業務で標準としている業務ソフトの一覧と各ソフトウェアの使用例を追記することで、どのような目的での使用を想定しているのかを明示。

（【資料 2-2】 40／80 頁）

4. パブリック・コメントの対応について

独立行政法人水資源機構において、令和 7 年 10 月 8 日（水）から令和 7 年 10 月 21 日（火）までの 14 日間、パブリック・コメントを実施したが、寄せられた意見はなかった。